

令和7年8月28日
文部科学省
総合政策教育局生涯学習推進課

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する 省令案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案について、令和7年7月3日から令和7年8月2日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計57件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別紙)

分野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 学校教育法施行規則関係について	3分野に限らず、IT、会計、観光等の分野を「適格専攻科」の対象とすべき。	「適格専攻科」の対象は省令で規定するものではありませんが、ご意見として承ります。
	現在4年制学科（高度専門士）を設置している場合、改正後は特定専門課程2年＋適格専攻科2年のほか、特定専門課程2年＋適格専攻科1年＋適格専攻科1年になれるという解釈でもよいか。また後者が可能である場合、修学支援新制度の適用は専門課程2年＋適格専攻科1年となるのか。	現在4年制学科を設置している場合であって、改正後に特定専門課程と適格専攻科を組み合わせた課程に改組する場合に、「特定専門課程2年＋適格専攻科1年＋適格専攻科1年」とする課程を置くことは想定していません。
	専攻科の要件を満たしていない場合は、課程の名称を変更する必要があるのか。	今回の法改正により「専攻科」制度が創設されたため、学校教育法で定める「専攻科」でないものが「専攻科」と称することで、入学を希望する者や在籍する学生が混同することが無いよう、任意に「専攻科」という名称を付けている学科等がある場合は、適切な名称としていただくなど、ご対応いただくことが望ましいと考えています。
2. 専修学校設置基準関係について	専修学校専門課程は単位制に限定となるということによいか。	法施行日から単位制に移行する制度としています。
	卒業に必要な単位数は31単位×修業年限と規定されているが、年間で31単位が必要か、それとも2年間で62単位、4年間で124単位ということか。	年間当たりの制限はなく、修業年限全体で必要な単位数を満たすことが必要です。
	施行前に入学した学生が1年時に復学する場合、新入生と同様とみなし	施行日前に入学した学生については経過措置が適用されるため、当該学

て単位制によるものとしてよいか。	生についての修了要件等については改正前の規定による単位制などを活用する等、学校のご判断によって対応いただいて問題ありません。
単位制への移行に関して、令和8年4月入学生から適用するための学則変更等準備のための時間がないが、拙速に進める意義はなにか。	短い時間で大変お手数ではございますが、手続きを進めていただくようお願いいたします。なお、詳細な手続きに関しましては、今後通知等で周知いたします。
専修学校が厚生労働省指定養成所を兼ねるケースにおいて、本制度改正（単位制義務化・入学資格見直し等）が厚生労働省の指定要件との整合性にどのような影響を与えるか明示すべき。	今回の制度改正を踏まえ、各担当省庁において必要な御検討がなされるものと承知しています。
施行日前の学生への旧制度適用の経過措置は示されているが、制度移行に必要な準備期間や段階的導入に関する経過措置は皆無なため、制度変更に伴う猶予措置が必要である。	今回、猶予措置は設けてはおりませんが、御意見として承ります。
専門学校は多種分野、様々な業界があることがメリットで、一律に大学に合わせて時間制を単位制に変更する必要は無いため、可能な学校は単位制に変更し、時間制もこのまま残すべき。	単位制の導入により、制度全体として大学等の他の高等教育機関との学生移動の円滑化、国際的な通用性などを高めていくための措置として講ずるものです。
各種養成施設指定基準に定める授業の形態と1単位の適正な授業時間の関係について、この授業形態であれば1単位〇時間といった具合に明確な基準を策定し、現状の1単位30時間一律といったような乱暴なやり方を是正すべき。	御意見として承ります。なお、専修学校設置基準における単位の考え方については、従前と変更しておりません。
大学では、授業方法に関わらず、1単位当たり45時間が基準だが、今回の改正では職業教育という特性があ	御意見として承ります。なお、専修学校における単位の考え方については、従前と変更していません。

<p>るものの、授業方法ごとに単位の算出基準を変える理由が明確ではない。最終的には、各専修学校が定めることにしているので、省令で定めるのは大学と同様に45時間という基準のみで良い。また、授業ごとに算出基準を定めるのであれば、「講義」「演習」「実験」「実習」などの定義を明確にし、省令の中で記載することが必要である。</p>	
<p>学年制を取っているが、単位制を導入後、年度内の必須単位を取得できない場合、その年度の単位取得はリセットされ、もう一度同じ学年を繰り返すことが可能か。あるいは、取得できなかった単位のみ履修することは可能か。</p>	<p>従前と同様に、次の学年に進級できなかった場合でも履修した単位が未履修になるものではありません。なお、学年を繰り返す際に同じ単位を再履修することは妨げられるものではありません。</p>
<p>「施行日以後に入学する者への適用」が明記されている一方で、在校生への制度適用の可否や、学年制課程から単位制課程への転科時の履修認定ルールなど、制度運用上の疑義が未解消であるため、制度的ガイドラインを整備・事務連絡・Q&A等の更新・公表をお願いしたい。</p>	<p>事務手続き等の詳細につきましては、追って通知等によってご連絡いたします。</p>
<p>教職員研修制度の整備における専修学校の特性への配慮について、研修の実施主体、実施頻度、内容、運用について指針・モデル事例を示していただきたい。</p>	<p>教職員の研修については、現時点で文部科学省において具体的な内容を定めることを想定しておらず、各学校等において適切に実施していただくようお願いします。</p>
<p>文部科学省として、専門学校教員に向けた研修を計画してほしい。</p>	<p>文部科学省では、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団による専修学校の教職員向けの研修への補助を行っており、こちらの受講をご検討ください。</p>

<p>3. 第三者評価について</p>	<p>第三者評価の導入範囲と、専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議での議論との齟齬を感じる。そうした議論の経緯が十分に踏まえられないまま、第三者評価の実施と公表が修学支援新制度の機関要件確認校に対して義務づけられる方向で示されており、制度方針形成の一貫性や説明責任に疑問が残る。</p>	<p>御意見として承ります。なお、高等教育の修学支援新制度の機関要件における第三者評価の結果公表については、第三者評価を行う機関の整備にかかる期間等を踏まえ、当面の間、学校関係者評価の結果公表によって代えることができる経過措置を設けております。</p>
	<p>専門課程を置く専修学校における第三者評価に係る受審費用に対して、経費的補助はあるか。</p>	<p>第三者評価に関する支援については、検討してまいります。</p>
	<p>専修学校の自己評価及び第三者評価について、地方の専門学校については慎重な検討が必要。また、高等教育の修学支援新制度の機関要件の確認における第三者評価に係る経過措置については賛成だが、おおよその期間を設定することが大切。</p>	<p>御意見として承ります。</p>
	<p>第三者評価の実施・結果公表について、専修学校の質保証に関する調査研究協力者会議にて、「評価機関の選択肢が少ない」、「評価の質や公平性の担保が難しい」、「費用負担が難しい」等議論がされ、義務化には慎重であるべきとの意見が多数を占めていたこと、また、評価基準の不透明性、評価の形式化、評価者の質の確保、公開方法の統一性などの技術的課題が未整備であることから、段階的導入や努力義務と位置づけるなど、現場の声を踏まえた柔軟な制度設計を要望する。</p>	<p>今回の省令改正の対象ではないため、御意見として承ります。なお、評価に関しては、本年6月に改訂した「専修学校におけるガイドライン」をご参照ください。なお、第三者評価については法施行から5年以内に行っていただくことを予定しております。 https://www.mext.go.jp/a_menu/shouugai/senshuu/1332632.htm</p>

4. その他	専修学校の専門課程の入学資格を大学と同様とするのであれば、その選抜に大学入学共通テストを利用することができるようにすべき。	現在、大学入学共通テストは「大学」に入学を志願する者を対象とした試験と独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）で定められているため、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）上の「大学」でない限り、試験利用は認められておりませんが、御意見として承ります。
	高等専修学校はセーフティネットとも呼ばれるため、専修学校専門課程入学資格を厳格化するだけでは、そこから専門課程に進学する学びの機会を奪われる者もいるので、違うアプローチも必要ではないか。	御意見として承ります。
	従来の「専門士」の称号を得た者の扱いはどのようになるのか。	既に「専門士」を称することができる方につきましては、従来通り「専門士」を称することが可能です。
	高等教育機関としての位置づけを考えるのであれば、専門士の称号を学位の一つとして位置づけるべきでは。	御意見として承ります。
	努力義務事項が下位規定で事実上の義務化にされているので、段階的導入や選択制の余地が必要である。	御意見として承ります。なお、第三者評価については法施行から5年以内に行っていただくことを予定しております。
	専門課程の生徒呼称を「学生」としてほしい。	今回の学校教育法改正において措置しており、専門課程の生徒の呼称は、法施行後からは「学生」となります。
	仮に適格専攻科に認定される場合、高等教育の修学支援新制度の認定申請が間に合わない可能性があるため、その際に入学予定の学生が不利な扱いを受けないよう経過措置等を	適格専攻科に関しては、入学後の4月から高等教育の修学支援新制度の利用を希望する場合には、前期の在学採用により手続を行うことを想定しており、入学予定の者が不利益

<p>対応していただきたい。</p>	<p>を被ることはありません。また、同制度の対象機関は機関単位の認定になりますので、既に新制度の対象機関である場合は、適格専攻科の認定に伴い再度、新制度の対象機関であることの確認を受ける必要はございません。（適格専攻科が理工農系の課程に該当する場合は、別途申請が必要になります。詳細については追って通知等によってご連絡いたします。）</p>
--------------------	--